

平成 21 年第 4 回横須賀市議会臨時会本会議

議員提出議案第 3 号提案説明（11 月 27 日）

日本共産党の井坂です。私は、日本共産党議員団とネットワーク運動よこすかの瀧川議員、無所属の藤野議員で提出させていただいた議員提出議案第 3 号議会議員の議員報酬等に関する条例中改正について提案者を代表し、提案理由を述べさせていただきます。

今回提出した条例案は、議員報酬と議員期末手当の削減について提案するものです。

まず、議員報酬については、報酬等審議会の答申に基づくもので、先に出されました議員提出議案第 2 号と内容は同じものです。

期末手当の削減については、附則の改正により、本年 12 月の支給額を 0.25 ヲ月分減額し、年間で 3.35 ヲ月分とするとともに、当分の間、その減額を続けるための附則を改正する内容です。

私たちが提出した議案と先の議員提出議案第 2 号との違いは、附則において当分の間、減額措置を続けるかどうかにあります。

これまで、本市議会は、人事院勧告に基づいて常勤特別職や本市職員の期末手当の減額が提案された時、議会で論議を重ね、常勤特

別職の減額とほぼ同様の措置を行っており、期末手当の減額措置が当分の間続く対応を取ってきました。

今回、市長から提案のありました常勤特別職の期末手当の改正議案もこれまでと同様に減額措置が今後も続く内容のものでありますので、市議会としても同様の対応が必要と思います。附則において当分の間、減額を行わないとすると、来年度支給される期末手当は、減額前の月数 3.6 ヶ月に戻ってしまいます。

今回、報酬等審議会の答申に基づき、議員報酬の減額をするため、来年度から報酬と期末手当の二重の減額措置になるとはいえ、期末手当の月数が元に戻るような条例では、市民的な理解が得られないのではないかと思います。

今回、市長から提出されている職員給与については、本俸の減と期末手当の減の二重の減額とともにその規定が 4 月分からさかのぼって計算されるという状況にあります。

このような観点を考慮に入れれば、市民的な理解を求めるとともに職員のモチベーションを維持する上でも、本市議会としての姿勢が重要になると思います。

議員提出議案第 2 号の提案理由の中で、来年度の第 2 回定例会の

前に議会として期末手当の在り方について論議するとの提案もありました。私も今後社会情勢を見ながら、また市民の理解を得る上で期末手当について論議することは重要と考えますが、論議のスタートラインをどの点に置くのかを考慮すれば、今回減額した月数の3.35ヵ月分から行うべきだと思いますし、そのためには、減額措置を続ける附則を設けることが必要と考えるものです。

以上、提案理由を述べましたが、本市議会としての姿勢を示す上で議員のみなさまには御理解をいただき、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で提案説明とさせていただきます。